

## 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）における利用者負担については、世帯の所得の状況等勘案して定めることとされ、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である区が定めることとされている。

新制度における適切な利用者負担に関して、平成 24 年度の中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会の答申で申し送られた検討項目及び新制度における利用者負担額について、子ども・子育て会議において現時点で取りまとめられた内容を報告する。

### 1 中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会で申し送られた検討項目について

#### (1) 認可保育所保育料について、総運営経費から、利用者が負担すべき額について

○現行の保育料水準は、総運営経費に占める利用者負担割合が低いことから、国の基準額まで保育料の見直しが必要である。【資料 1】

#### (2) 幼稚園保育料について、認可保育所保育料との負担額の公平性確保について

○幼稚園利用者の負担がやや高いことから、公平化を図る必要がある。【資料 2】

#### (3) 公私立の幼稚園保護者負担額の公平性についての再検証について

○区立幼稚園の保育料は、私立幼稚園より低い傾向があり、公平化を図る必要がある。

○負担の公平化のため、区立幼稚園保育料も応能負担へ変更する必要がある。

○ただし、認可保育料の見直しの時期については、平成 26 年度から 2 年間の経過措置期間中であることから、経過措置終了後に見直しを行っていくことが適切である。

### 2 新制度における保育料について

#### (1) 幼稚園等を利用する児童の保育料

現在は、区立幼稚園では一律の保育料負担、私立幼稚園は園が定める保育料を納入後、就園奨励等により保護者補助を行うことで実質的な応能負担になっている。新制度では、区が定めた保育料を私立幼稚園も徴収することとなることから、幼稚園の保育料を設定する必要がある。

○保育料は、国の定めた就園奨励費をベースとした所得別の水準に、現在の保護者補助金を加味した額とすることが適切である。【資料 3】

○公私立幼稚園利用者の負担公平化の観点から、区立幼稚園も私立幼稚園と同様の応能負担に移行することが適切である。

○入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は、所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本とされている。このことから、区立幼稚園の入園料について徴収しない方向で検討する必要がある。

○私立幼稚園において、公定価格(国で定める運営費)で賄えない経費については、特定負担額を徴収する(いわゆる上乗せ徴収)こととなる。この徴収に関しては補助が必要と考えるが、その補助内容は、今後検討が必要である。

## (2) 保育園等を利用する児童の保育料

現在は、保育の利用時間にかかわらず、所得税額に基づき、保育料が決定されている。新制度では、国の方針として住民税を基にする方針である。

○利用者の書類提出等の負担を軽減する意味からも、国と同様に所得税による階層決定から区が情報を有している住民税による階層決定への移行を行うべきである。なお、現在実施している経過措置は、引き続き平成 27 年度も実施することが適切である。

○住民税への変更に関しては、所得税との控除の種類や金額の相違や、旧年少扶養控除の再算定の廃止から、収入に変更がなくても保育料負担に増減の変更になることを周知する必要がある。

## (3) 保育園等を利用する児童(保育短時間認定)の保育料

新制度では、おおむね 1 日 8 時間まで保育所を利用する保育短時間利用という区分が新設されており、保育短時間利用認定に関しても保育料を設定する必要がある。

○国の考え方にに基づき、保育標準時間の場合のおおむね 98.3%の保育料が適切である。

○保育短時間認定で延長保育が必要な場合の延長保育料は、標準時間認定の保育料を上限とすることが考えられる。ただし、この点は、国においても検討中との情報もあり、引き続き検討していく必要がある。

## (4) 家庭的保育事業等の給食の提供が無い場合の保育料

現在、保護者が弁当を持参している家庭的保育事業等については、認可保育料より減額した保育料負担となっている。新制度では、給食の提供が基本となるが、給食の提供体制が整うまでは、弁当持参を継続する必要がある。この場合の保育料について検討が必要である。

○給食の提供が必須とされている事業については、弁当持参の期間は、住民税ベースで置き換えた現在の保育料負担とし、給食の提供が可能になった時点で、保育標準時間または保育短時間の保育料負担とすることが適切である。

## (5) その他

○同一世帯の複数の子どもが、幼稚園、保育所等を利用する場合には、認定区分により第 2 子以降の子どもについて負担軽減措置を行うことが適切である。

○幼稚園、保育園の所得階層区分に違いがある。将来的には、国の動向を踏まえて階層設定のバランスを図っていく必要がある。

### 3 今後の予定

#### 平成 26 年

11 月中旬

子ども・子育て会議での意見のとりまとめ

12 月上旬

子ども文教委員会に報告

12 月中旬

意見交換会

#### 平成 27 年

1 月下旬

パブリックコメント手続き

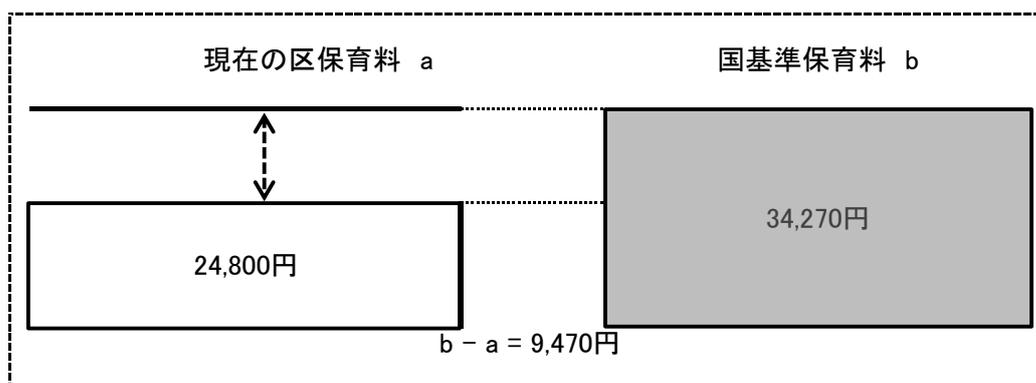
2 月

区議会 第 1 回定例会にて一部改正条例案提出

## 区内私立保育所総運営経費から見た保育料イメージ

## 1 区内私立保育園運営経費財源内訳構成イメージ(平成24年度決算 単位千円)

保育所運営費	区加算運営費 38%		
	都補助金 3%		
	国が定める運営経費基準額	国負担 15%	
		都負担 8%	
		区負担 8%	
		区の負担 (保育料差額分) 16%	国基準の 保育料 28%
		保育料 12%	

2 児童一人あたりの月額保育(平成26年度中野区4歳最高額)  
(実際は、最高額から収入に応じて減額される)

## 認可保育所と幼稚園の利用者負担額比較(最高額)

(単位:円)

	認可保育所		区立幼稚園	私立幼稚園
	3歳児	4・5歳児	3～5歳児	3～5歳児
保育料(月額)	31,600	24,800	11,350	13,700
保育料(年額)	379,200	297,600	136,200	164,400
保育料(日額)	1,294	1,016	678	818
給食費	300	300	0	0
日額保育料(除く給食費)	994	716	678	818
保育時間	11	11	8	8
1時間当たりの負担額	90	65	85	102

- ※ 保育料(日額)は保育料(月額)を24年度の保育必要日数(保育園293日、幼稚園201日)で除算して算出している。
- ※ 幼稚園の保育時間には、園児帰宅後の職員の勤務時間(翌日の保育の準備等の時間)も含めて算出している。
- ※ 平成25年3月「中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会答申」資料11を認可保育所保育料を現行金額に修正し作成した。  
また、私立幼稚園については、国が示している保育料等の全国平均値(25,700円)から区の保護者補助(12,000円)を控除した額をもとに算出した。

国が示す教育標準時間認定の場合の利用者負担の  
イメージと区の保護者補助を反映した実質的負担額

(円)

階層区分	推定年収	利用者負担	区の保護者補助を反映した実質的負担額
生活保護世帯	—	0	0
区民税非課税世帯 (区民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100	0
区民税所得割 77,100円以下	~360万円	16,100	4,100
区民税所得割 77,101円以上 211,200円以下	~680万円	20,500	8,500
区民税所得割 211,201円以上	681万円~	25,700	13,700

※給付単価を限度とする。

※「推定年収」は国資料によるもので、夫婦(片働き)で子ども2人の場合の大まかな目安である。  
(年少扶養控除等が廃止された現在の制度による推定)

※利用者負担も国資料によるもので、実際の保育料等の全国平均値から就園奨励費補助の単価を差し引いたものである。